

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

ふぐの販売等に関する規定について、ふぐに関する安全性を確保した上で、現状のふぐの流通形態に合わせた適正な規制とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 用語の意義について（第2条関係）

ア 食用に供する目的で、ふぐの肝臓その他の健康を損なうおそれがある部位を完全に除去等することにより人の健康を損なわないようにすることを「ふぐの処理」と定義する。（第2条第1号関係）

イ 「ふぐ加工製品」、「ふぐ包丁師」及び「ふぐ営業」の用語の定義をより明確にする。（第2条第2号、第3号及び第4号関係）

ウ 業としてふぐ加工製品を食品として販売し、又は販売の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵する者を「ふぐ加工製品取扱者」と定義する。（第2条第6号関係）

(2) 「ふぐ加工製品」の調理・加工等について

「ふぐ加工製品」を業として取り扱う場合は、知事の認証を受けなくても届出のみで調理・加工等を認める。

これに伴い、仕入れた「ふぐ加工製品」を販売する者が届け出る事項のうち、同製品を調理・加工した者の氏名及び住所を削除し、代わりに、その情報の記録の保存を義務付ける。（第14条、第16条、第17条及び第18条関係）

(3) ふぐ包丁師免許証の携帯義務について

ふぐの取扱い及び販売を行う際に携帯するよう改める。（第18条関係）

(4) 行政処分

2(2)における記録の保存を行わない場合には必要な措置を命じるなどの規定を加える。（第23条関係）

(5) その他

その他、所要の改正を行う。

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

平成28年8月1日

(2) 経過措置

ア 施行日前に交付されたふぐ加工製品販売届出済書は、改正後の条例に基づき交付されたふぐ加工製品取扱等届出済書とみなす（販売の届出に限る。）。

イ 施行日からふぐ加工製品の調理・加工を行う場合には、施行日前に予め届け出ることができる。

ウ 知事は、2(2)の届出を受理したときは、ふぐ加工製品取扱等届出済書を交付するが、施行日前までは改正前の条例に規定されたふぐ加工製品販売届出済書とみなす。

新旧対照表

○神奈川県ふぐ取扱いはび販売条例（昭和34年7月7日神奈川県条例第26号）

新	旧
<p>第1条（略） （用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） <u>ふぐの処理 食用に供する目的で、ふぐの肝臓その他の健康を損なうおそれがある部位（第18条第1項第1号において「有毒部位」といいう。）を完全に除去し、又は塩蔵その他の処理をすることにより人の健康を損なわないようにすることをいう。</u></p> <p>（2） <u>ふぐ加工製品 ふぐの処理がされたものを調理し、又は加工したものであつて、容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。第17条第2号において同じ。）に入れたものをいう。</u></p> <p>（3） <u>ふぐ包丁師 第4条の規定により知事の免許を受けて、ふぐの取扱いは（ふぐ加工製品を除く。以下同じ。）を食品（食品衛生法第4条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。）として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵し、又はふぐの処理をすることをいう。以下同じ。）に従事する者をいう。</u></p>	<p>第1条（略） （用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） <u>ふぐ加工製品 ふぐの肝臓その他の毒性のある部分（以下「有毒部位」といいう。）を除去したものを調理し、又は加工したものであつて、容器包装に入れたものをいう。</u></p> <p>（2） <u>取扱いは ふぐ（ふぐ加工製品を除く。以下同じ。）を調理し、加工し若しくは貯蔵し、又はふぐの内臓を除去することをいう。</u></p> <p>（3） <u>ふぐ包丁師 第4条の規定により知事の免許を受けて、取扱いはに従事する者をいう。</u></p>

新

(4) ふぐ営業業としてふぐの取扱い等（ふぐの取扱いは食品又は食品としてふぐを販売する（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）ことをいう。以下同じ。）をすることをいう。ただし、営業者その他業としてふぐの取扱い等をすることができると他の都道府県の知事若しくは地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に規定する市若しくは特別区の長（以下この号及び第17条第1号において「他の都道府県知事等」という。）が認めた施設において当該ふぐの取扱い等をすること
ができると他の都道府県知事等が認めた者（第12条において「営業者等」
 という。）、ふぐ包丁師その他ふぐの処理をすることができると他の都道府県知事等が認めた者（以下「ふぐ包丁師等」という。）又はふぐ御売業者（食品衛生法第52条第1項の規定による営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第15号に規定する魚介類売り営業に限る。）の許可を受けて、ふぐの貯蔵又は販売をする者をいう。第12条において同じ。）に対して行う販売を除く。

(5) (略)

(6) ふぐ加工製品取扱者 第14条の規定により知事に届け出て、業としてふぐ加工製品の取扱い等（ふぐ加工製品（規則で定めるふぐ加工製品を除く。以下同じ。）を食品として販売し、又は販売の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵することをいう。以下同じ。）をする者をいう。

(業務及び名称の使用制限)

第3条 ふぐ包丁師以外の者は、ふぐの取扱いに従事してはならない。

2 (略)

旧

(4) ふぐ営業業として取扱いはふぐの販売を行うことをいう。ただし、営業者、ふぐ包丁師又はふぐ御売業者に対して行う販売を除く。

(5) (略)

(6) ふぐ加工製品販売者 第14条の規定により知事に届け出て、業としてふぐ加工製品を販売する者をいう。

(業務及び名称の使用制限)

第3条 ふぐ包丁師以外の者は、取扱いに従事してはならない。

2 (略)

新	旧
<p>(免許)</p> <p>第4条 ふぐ包丁師になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当し、知事 の免許を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の試験と同等以上のものとして知事が認める他の都道府県 の知事が行うふぐの取扱いに関する試験に合格し、免許を受けている者で あること。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(ふぐ営業の認証)</p> <p>第8条 ふぐ営業をしようとする者は、営業の施設の所在地その他必要な事項 を記載した申請書を提出し、知事の認証を受けなければならない。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(専属のふぐ包丁師の配置)</p> <p>第10条 営業者は、自らふぐ包丁師であつてふぐの取扱いに従事する場合は、専 か、専属のふぐ包丁師を置かなければならない。</p> <p>(ふぐの取扱ひ等に係る禁止事項)</p> <p>第11条 ふぐ包丁師は、第8条の規定により認証を受けた営業の施設(以下 「<u>認証施設</u>」という。)以外の場所であつてふぐの取扱ひに従事してはならない。</p> <p>第12条 営業者及びふぐ包丁師は、ふぐを食品として販売し、又は販売の用に 供するのために調理し、加工し、若しくは陳列する場合は、ふぐの処理をし、 清水で洗浄しなければならない。ただし、営業者等、ふぐ包丁師等又はふぐ 御売業者に対して行う販売については、この限りでない。</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(免許)</p> <p>第4条 ふぐ包丁師になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当し、知事 の免許を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の試験と同等以上のものとして知事が認める他の都道府県 の知事が行う取扱ひに關する試験に合格し、免許を受けている者であるこ と。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(ふぐ営業の認証)</p> <p>第8条 ふぐ営業をしようとする者は、営業の場所その他必要な事項を記載し た申請書を提出し、知事の認証を受けなければならない。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(専属のふぐ包丁師の配置)</p> <p>第10条 営業者は、自らふぐ包丁師であつて取扱ひに従事する場合は、専 属のふぐ包丁師を置かなければならない。</p> <p>(ふぐ包丁師等の禁止事項)</p> <p>第11条 ふぐ包丁師は、第8条の規定により認証を受けた営業の場所以外の場 所で取扱ひに従事してはならない。</p> <p>第12条 営業者又はふぐ包丁師は、ふぐを食品として販売し、調理し、加工 し、陳列し、又は授与する場合は、<u>有毒部位を除去し、清水で洗浄しなけれ ばならない。ただし、営業者、ふぐ包丁師及びふぐ御売業者の間に於ける販 売又は授与については、この限りでない。</u></p> <p>第13条 (略)</p>

新	旧
<p>(ふぐ加工製品の取扱い等に係る禁止事項)</p> <p>第17条 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、次に掲げるものについて、ふぐ加工製品の取扱い等をしてはならない。ただし、ふぐ包丁師がふぐ加工製品を調理し、又は加工する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ふぐ包丁師等が認証施設その他業としてふぐの取扱い等を行うことができる¹と他の都道府県知事等が認め²た施設(次条第4項において「<u>認証施設等</u>」という。)においてふぐ加工製品の原材料であるふぐを調理し、又は加工したものと認められないもの</p> <p>(2) 容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)の見やすい箇所に規則で定める事項を表示していないもの</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第18条 営業者及びふぐ包丁師は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 有毒部位は、鍵の掛かる完全な専用容器に収容し、食用又は飼料に使用されないように処³分すること。</p> <p>(2) ふぐの取扱いに用いた器具(食品衛生法第4条第4項に規定する器具をいう。)は、清水で完全に洗浄すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、<u>認証書</u>又は届出済書を客の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>3 ふぐ包丁師は、ふぐの取扱いをするときは、<u>免許証</u>を携帯してなければならない。</p> <p>4 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、規則で定めるところにより、ふぐ加工</p>	<p>い。</p> <p>(ふぐ加工製品販売者の禁止事項)</p> <p>第17条 ふぐ加工製品販売者は、次に掲げるものを販売してはならない。</p> <p>(1) ふぐ包丁師その他有毒部位を確実に除去できる者が、定められた場所において調理し、又は加工したものと認められないもの</p> <p>(2) 容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該容器包装)の見やすい箇所に規則で定める事項を表示していないもの</p> <p>(営業者等が守るべき事項)</p> <p>第18条 営業者及びふぐ包丁師は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 有毒部位は、かぎの掛かる完全な専用容器に収容し、食用又は飼料に使用されないように処³理すること。</p> <p>(2) 取扱いに用いた器具は、清水で完全に洗浄すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 営業者又はふぐ加工製品販売者は、<u>認証書</u>又は届出済書を客の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>3 ふぐ包丁師は、<u>免許証</u>を常に携帯してなければならない。</p>

製品の取扱い等をしようとするものについて次に掲げる事項に関する記録を保存しなければならない。ただし、ふぐ包丁師が認証施設においてふぐ加工製品を調理し、又は加工する場合は、この限りでない。

(1) 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等を経営する営業者等の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等の名称及び所在地

(3) ふぐ包丁師等が認証施設等において当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐを調理し、又は加工したものである旨

(4) その他規則で定める事項

第19条 (略)

(ふぐ営業等の廃止)

第20条 (略)

2 ふぐ加工製品取扱者は、その業を廃止したときは、廃止した日から7日以内に知事にその旨を届け出て届出済書を返納しなければならない。

3 (略)

(報告の徴収等)

第21条 知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは営業者、ふぐ包丁師、ふぐ加工製品取扱者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして認証施設、ふぐ加工製品の取扱い等をする施設その他の場所に立ち入らせ、ふぐの取扱い等若しくはふぐ加工製品の取扱い等の状況及び監督上必要な物件を検査させることができる。

第19条 (略)

(ふぐ営業等の廃止)

第20条 (略)

2 ふぐ加工製品販売者は、その業を廃止したときは、廃止した日から7日以内に知事にその旨を届け出て届出済書を返納しなければならない。

3 (略)

(報告の徴収等)

第21条 知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは営業者、ふぐ包丁師、ふぐ加工製品販売者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして営業若しくは販売の場所に立ち入らせ、取扱い若しくは販売の状況及び監督上必要な物件を検査させることができる。

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(<u>営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継</u>)</p> <p>第22条の2 営業者又はふぐ加工製品取扱者について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、<u>営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継する。</u></p> <p>2 前項の規定により営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならぬ。</p> <p>第22条の3 (略)</p> <p>第23条 知事は、営業者又はふぐ包丁師が次の各号のいずれかに該当するとき、<u>食品衛生(食品衛生法第4条第6項に規定する食品衛生をいう。次項において同じ。)</u>上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な処置をとることを命じ、第4条の免許若しくは第8条の認証を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第10条、第11条、第12条、第13条又は第17条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(<u>営業者等の地位の承継</u>)</p> <p>第22条の2 営業者又はふぐ加工製品販売者について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、<u>営業者又はふぐ加工製品販売者の地位を承継する。</u></p> <p>2 前項の規定により営業者又はふぐ加工製品販売者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならぬ。</p> <p>第22条の3 (略)</p> <p>第23条 知事は、営業者又はふぐ包丁師が次の各号のいずれかに該当するとき、<u>食品衛生(食品衛生法第4条第6項に規定する食品衛生をいう。次項において同じ。)</u>上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な処置をとることを命じ、第4条の免許若しくは第8条の認証を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第10条、第11条、第12条又は第13条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づき規則若し</u></p>

新	旧
<p>2 知事は、<u>ふぐ加工製品取扱者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、又は期間を定めて<u>業務の停止</u>を命ずることができる。</p> <p>(1) 第17条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) <u>当該職員</u>の指示を受けたにもかかわらず、第18条第2項又は第4項の規定に違反したとき。</p> <p>(罰則)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条～第27条 (略)</p>	<p>くは命令に違反したとき。</p> <p>2 知事は、<u>ふぐ加工製品販売者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、又は期間を定めて<u>販売の停止</u>を命ずることができる。</p> <p>(1) 第16条第1項ただし書、第17条又は第18条第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。</p> <p>(罰則)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条第1項ただし書の規定によるあらかじめの届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条～第27条 (略)</p>